

柏 福 指 内 第 1 5 号
令 和 3 年 4 月 7 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

令和3年度介護報酬改定に伴う居宅介護支援の指定基準の見直しについて（通知）

平素は、本市介護保険行政にご協力賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび令和3年度介護報酬改定において、居宅介護支援における基準が改正されました。指定居宅介護支援事業者が遵守すべき指定基準は柏原市が定めることとなっていますが、厚生労働省令の改正内容と相違ありません。

改正される基準のうち、下記の基準については、その基準を満たしていない場合、運営基準減算が適用されるため、事業所におかれましては、基準に従い適正に運営していただきますよう、お願いします。

なお、報酬改定に伴い改正された基準やQ&A等については、福祉指導監査課ホームページに掲載しています。随時更新していますので、必ずご確認ください。

記

○指定基準

「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条

2 (略)、前六月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

○指定基準解釈通知

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」第2の3

(2) (略)

また、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指

定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この（2）において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期（3月1日から8月末日）

② 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

※なお、現在利用している利用者に対しての上記の内容の説明については、Q & Aが発出されていますので、必ずご確認ください。

【福祉指導監査課 報酬改定資料掲載ページURL】

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021012900155//>

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1-55 柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課 TEL 072-971-5202（直通） FAX 072-971-1801
